

災害時における物資の輸送に係る協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社千葉主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の輸送に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する物資の輸送の内容は、次のとおりとする。

（1） 備蓄物資及び救援物資の輸送（物資の積み下ろしを含む。）

ア 甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

イ 甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

（協力の要請）

第3条 甲は、物資の輸送について、乙の支援が必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、物資の輸送の業務が終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲からの要請に基づき、乙が実施した物資の輸送に要した費用負担は、次のとおりとする。

（1） 備蓄物資及び救援物資の輸送に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

（防災訓練等）

第6条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

（第三者の損害が生じたときの措置）

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市花見川区犢橋町1676-1
ヤマト運輸株式会社千葉主管支店
支 店 長 中 村 良 一